

一般質問通告書

令和7年第3回定例会において、下記の事項について一般質問を行いたいの
で会議規則第62条第2項の規定により通告します。

令和7年8月18日

議員氏名

橋本武夫

会派名

政和会・清流くらぶ

海津市議会議長様

受領番号 第10号

受領日時 令和7年8月18日 15:30

要 旨 1. こどもの権利条例について

質問相手 市長・教育長

要 旨 2. 地方創生2.0の取組みについて

質問相手 市長

質問内容

1. こどもの権利条例について

こどもの権利条例は、こどもたちが健やかに成長するために必要な権利を保障し、社会全体でこどもたちの育ちを支えるための条例です。具体的には、こどもの権利条約の精神に基づき、こどもの意見表明権や参加する権利、虐待やいじめから守られる権利などを明文化してこどもの最善の利益を考慮した施策を推進することを目的としており、近隣では桑名市、本巣市で令和7年4月1日から施行されています。

本市においても、こどもの権利条例を制定することは、以下の点から必要であると考えます。

①こどもの権利の保障：こどもを権利の主体として尊重し、その権利を保障することで、こどもたちが自分らしく生き生きとしたこども時代を過ごせるようにするため。

②社会全体の責務：こどもの権利を守ることは、家庭だけでなく、地域社会や行政など社会全体で取り組むべき課題であることを明確にするため。

③こどもの意見表明と参加の促進：こどもの意見を聞き、その意見を尊重することで、こどもたちが主体的に社会に関わる力を育むため。

④こどもの権利侵害の防止：虐待やいじめなど、こどもの権利を侵害する行為を防止し、こどもたちが安全安心な環境で成長できるようにするため。

⑤こどもの権利に関する意識の向上：条例を制定することで、こどもの権利に関する意識を社会全体で高め、こどもの権利を尊重する文化を醸成するため。



以上の点から、こどもの権利条例を制定することが必要であり、それによって、こどもの視点に立った「こどもにやさしいまち・海津」をつくっていくことができると思います。

こどもの権利条例を制定するお考えはあるのか、お尋ねします。

2. 地方創生2.0の取組みについて

2025年6月13日「地方創生2.0基本構想」が閣議決定されました。

新しい基本構想の策定にあたって、政府では過去10年の地方創生施策の反省点として ①人口減少を受け止めた上での対応の不足 ②若者や女性が地域から流出する要因へのリーチ不足 ③国と地方の役割の検討の不足・関係機関などの連携の不足 ④地域の多様なステークホルダーが一体となった取り組みの不足の4点を挙げています。

このような分析を踏まえ「地方創生2.0基本構想」では ①人口減少を正面から受け止めた上での施策展開 ②若者や女性にも選ばれる地域づくり ③異なる要素の連携と「新結合」 ④AI・デジタルなどの新技術の徹底活用と社会実装 ⑤都市と地方の共生関係の強化と人材循環の促進 ⑥好事例の普遍化といった新しい基本姿勢を打ち出しています。

これらの中でも、本市にとって特に重視するべきは「若者や女性にも選ばれる地域づくり」ではないでしょうか。

総務省発表の令和5年住民基本台帳人口移動報告では、東京都の男性の転入超過数は25,884人 女性は32,605人で女性が男性を大きく上回っています。しかもその95%以上の31,322人は20～24歳で就職期の20代前半女性の転入が際立っています。若年女性が東京に流出する最大の理由は、地元「希望する仕事が見つからない」「女性を育ててくれると思える採用・職場がない」こととされています。少子高齢化・人口減少が進む中で地方でも人手不足が深刻化しており、仕事は十分あるものの、若い女性が希望するITやデジタル関連、デザイン、マーケティングなどの魅力的で良質な仕事は少なく、そういった仕事は東京に集中しています。

また若い世代の男女の意識が着実に変わり、男女共に働き、共に子育てをする「共働き・共育て」の感覚が一般化してきている一方で、地域社会の中には、「男は仕事・女は家庭」等の固定的な性別観に関わるアンコンシャス・バイアスが残っていると指摘されており、こうした「若い世代の変化した意識」と「職場を含む地域社会」との間のギャップが、若者や女性の地方からの転出につながっていることも指摘されています。

女性が能力を十分に発揮できる「女性が働きやすい・住みやすい地域づくり」を本気で進めないと、女性から選ばれない地域、とりわけ若い女性から見放される地域となって、婚姻数と出生数の減少を通じて人口減少に拍車が掛かり地域の活力低下はおろか、存続にかかわる深刻な事態になりかねないと危惧するものです。

また基本構想では、人口が減少しても多様な人材同士が影響し合い地域の活力を高める姿を目指すため、関係人口の量的拡大・質的向上（関わりの深化）を図るとされていて、具体的には関係人口を可視化する仕組み（ふるさと住民登録制度）を創設するとされています。国の制度の詳細はまだわかりませんが、関係人口可視化の先行事例としては「デジタル住民票NFT」があります。地方自治体が発行するNFTを購入することで、その自治体のデジタル住民になることができる仕組みです。関係人口の創出や地域の魅力発信、地域活性化、新たな観光客の獲得といった効果が期待でき、山形県西川町、千葉県匝瑳市、茨城県八千代町、山口県美祢市など各地でその取り組みが行われています。

そこで、市長にお尋ねします。

- ・これまでの地方創生の取り組みをどう評価していますか。
- ・近年の20代、30代の転入・転出の状況を教えてください。
- ・地方創生2.0基本構想に取り組むにあたって、重視するポイントは何ですか
- ・若い女性に選ばれるまちづくりにターゲットを絞る考えはありませんか。
- ・デジタル住民票NFTに取り組む考えはありませんか。